

RoHS2 指令・REACH 規則^(※1) 対応

RoHS2
指令適合

敷くだけ
カンタン!!

軟質 PVC マット

RoHS2指令・REACH規則の最大許容濃度
管理に対応したPVCマットです。

- 電気・電子機器の部品工場等における対策に適しています。
- コピー、FAXなど印刷物からのインキ付着・移行汚染を軽減しました。
- 特殊添加剤配合により光学式マウス(赤色LED)もご使用いただけます。
- 材質:透明PVC(ポリ塩化ビニル) 厚さ:1.2mm



ワークテーブル150シリーズ SUP-1875T-WWでの使用例
マットは透明ですので、作業台などの
外観はほとんど変化せずにお使いいただけます。

品番	対応天板サイズ (W×D) [単位: mm]	出荷サイズ (W×D) [単位: mm]	質量 (kg)	定価(税抜)
ASM-1800	W1800×D450～900	1820×920	2.6	¥12,600
ASM-1500	W1500×D450～900	1520×920	2.2	¥10,500
ASM-1200	W1200×D450～750	1220×920	1.5	¥8,500
ASM-900	W900×D450～750	920×770	1.1	¥5,400
ASM-750	W750×D750	920×770	1.1	¥5,400
ASM-600	W600×D600	920×620	0.9	¥4,300
ASM-10M ^{※2}	—	920×10m	15.0	¥69,400

- 上記対応天板サイズは弊社ワークテーブルの規格サイズを示しています。出荷サイズ以内であればカットしてご使用いただけます。
- 出荷時のサイズは対応天板サイズより若干大きめでカット致します。仕上げのカットはお客様にてお願い致します。
- ※2は床貼り用としてもお使いいただけます。(施工はお客様にてお願いします)
- 別途小口運賃がかかります。

RoHS2指令

RoHS指令は2006年7月1日以降、人の健康や環境を保護するためEU域内で流通する電気・電子機器に対して特定の有害物質(カドミウム・鉛・六価クロム・水銀・ポリ臭化ビフェニル・ポリ臭化ジフェニルエーテル)の使用を制限しています。

RoHS2指令は2019年7月22日に施行されました。追加4物質(DEHP・DBP・BBP・DIBP)の使用が順次制限されています。

化学物質	最大許容濃度
鉛	1,000ppm 以下
水銀	1,000ppm 以下
カドミウム	100ppm 以下
六価クロム	1,000ppm 以下
ポリ臭化ビフェニル	1,000ppm 以下
ポリ臭化ジフェニルエーテル	1,000ppm 以下
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1,000ppm 以下
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)	1,000ppm 以下
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1,000ppm 以下
フタル酸ジブチル (DBP)	1,000ppm 以下

REACH規則

※1) 2019年12月1日現在第1次～第21次

REACH規則は、化学物質の登録、評価、許可、制限に関するEU法であり、2007年6月1日に施行されました。EU域内において、高懸念化学物質(SVHC)を年間1トン以上製造、または輸入する事業者については、欧州化学品庁へ登録又は届出が必要になります。製品が制限条件を満たさない場合にはEU域内への輸出、上市が禁止されてしまいます。日本の企業においては、自社商品をEU圏内へ輸出する場合、REACH規則に該当する可能性があります。

※高懸念物質(SVHC)は2019年12月1日現在、201物質(第1次～第21次)が登録されています。

発売元

 **山金工業株式会社**

本社・工場 福井市
支店 東京・大阪・金沢
ホームページ <https://www.yamakin-s.com/>



お問い合わせは・・・